



公共高第376号
平成19年10月12日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

公立学校共済組合貸付規程の送付について

標記のことについて、公立学校共済組合貸付規程等の一部改正（平成19年7月25日付け公共高第260号にて通知）に伴い、別添のとおり公立学校共済組合貸付規程（平成19年7月）を送付いたします。

なお、この規程の37ページ以降に貸付申込書等の様式が掲載されていますが、高知支部においては独自の様式を使用していますので、この規程から複写して使用しないでください。

（「公立学校共済組合 教職員互助会 様式集」から複写して使用してください。）

○貸付規程の一部改正の主な概要

長期経理の余裕金を他の経理単位に貸付ける場合の利率の下限等が変更されることに伴い、高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る貸付金の特例利率の変更を行うこととした。

《一般貸付け等の特例貸付利率》

	現行	平成20年1月1日から	平成20年7月1日から
年率	2.26%	2.46%	2.66%
月率	0.1883%	0.2050%	0.2216%

◆新規貸付け（借替えを含む）には、上記の利率に保険料充当金として年0.06%（月0.005%）が上乗せされます。

◆改正後の利率は、新たな貸付けだけではなく、既に貸付けを受け現在償還中の貸付金に対しても適用されます。